

## 学校において予防すべき感染症による出席停止及び「登校願」について

医師により下記の感染症にかかっていると診断された場合は、学校保健安全法第19条の規定に基づき、本人の療養と他の生徒への感染防止のため、出席停止の措置をとることになっております。診断されましたら、直ちに学校に連絡してください。この期間は欠席扱いになりませんので、医師の指示に従い、十分に療養させるようお願いいたします。

出席停止期間の基準は下記の通りです。

治療後、医師から登校の許可が出て登校する際には、裏面の「登校願」に保護者が記入し、学級担任までご提出ください。

「登校願」は、裏面をコピー、または本校のホームページよりダウンロードして印刷してください。印刷ができない場合は、担任または保健室までご連絡ください。

## 記

## ●学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで（無症状の感染者は、検体を採取した日から5日を経過するまで）
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化（かさぶた）するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
第三種	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認められるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、 <u>その他の感染症</u>	医師において感染のおそれがないと認められるまで

※ 第二種は、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではない

※ 第三種「その他の感染症」は、学校で流行が起こった場合にその感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、学校医の意見を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置をとることができる疾患。

感染性胃腸炎やマイコプラズマ感染症などが考えられるが、医師から、他の生徒へ感染させるおそれがあり学校を休むよう指示があった場合に出席停止とする。（受診の際に医師に確認）

※保護者の方が記入し、学級担任へ提出してください。

## 登 校 願

宮城県村田高等学校長 殿

令和 年 月 日

年 組 番 生徒氏名

保護者氏名 印

診 断 名	
発症した日	令和 年 月 日
診断された日	令和 年 月 日
登校を開始する日	令和 年 月 日
治療を受けた医療機関名	